湘南モノレール株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請に関する意見募集の結果について

令和７年１１月２８日
国土交通省関東運輸局

国土交通省関東運輸局では、令和７年９月２９日（金）から令和７年１０月１４日（火）まで、湘南モノレール株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請について、e-GOV を通じてご意見を募集し、また、関東運輸局のホームページ上にて意見の募集について周知しました。

意見募集の内容に関連するご意見は ４件 でした。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方について、別紙のとおり公表します。

皆様のご協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】
国土交通省関東運輸局鉄道部監理課
電話：０４５－２１１－７２３９

湘南モノレール株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請に関する
意見募集において提出されたご意見及びそれらに対する考え方

〇パブリックコメント意見提出数：４件

〇意見募集期間：令和７年９月２９日（月）～令和７年１０月１４日（火）

項番	提出されたご意見	ご意見に対する考え方
１	運賃値上げの必要性は理解致しますが、それでも、初乗り運賃については JR 九州の運賃水準などもある程度鑑み、税込 200 円程度で抑えるなど、周辺の私鉄よりも多少割高な程度で済ませていただきたいと思います。	申請者によると、近隣地域バスの運賃を鑑み運賃設定したとのことです。 なお、関東運輸局としましては、今般の申請については鉄道事業法第 16 条第 2 項に基づき、鉄道事業の収支により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうか審査を行い認可いたしました。
２	２点意見申し上げる。 1. 貴社はその性格上、地域の公共交通機関ということは変更申請書でも述べられているが、その地域住民の乗車キャンペーン、あるいは観光客の乗車キャンペーンについてなんらも触れられていないのはいかなる見解か追加で詳述願う。たんに自助努力という一文ではごまかしとの指摘は免れないであろう。 2. 収入原価総括表について計算根拠が分からない。この申請で３年後には黒字となっているがどういう計算根拠で出しているのか。なおこうした申請の他社から出てくる収入原価総括表はたいていは赤字額の縮小か、翌年度から黒字にしてくるかであるが、貴社はどちらでもない。なお、一般的には値上げすると乗客が減るため、赤字額の縮小というパターンが管見の限りでは過半である。これも詳述願う。	１について 申請者によると、地域住民や観光客に対する誘客施策については、令和 7 年 2 月に導入したデジタルチケット及びクレカタッチ決済機能を活用した、新たなサービスの導入等を検討していくとのことです。 ２について 中小民鉄事業者の収入原価算定要領に基づいて計算を行っていることを確認しております。 今般の申請については鉄道事業法第 16 条第 2 項に基づき、鉄道事業の収支により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうか審査を行い認可いたしました。

３	申請におおむね賛成します。 フリー切符の価格を改定しないのは、江ノ島を近隣に構える他社との競合があるからなのでしょうか。 また、小児運賃は大人運賃を折半し、10 円未満の端数は 10 円単位に切り上げていますが、改定後には、端数を切り下げてほしいです。	申請者によると、１日フリーきっぷの運賃については、運賃認可後に改定を予定しているとのことです。 なお、小児運賃の計算で生じる端数につきましては、鉄道運輸規程第 10 条第 4 項において、切り上げができることが規定されており、申請者は同規定に基づき収受することとしています。
４	1. 運賃改定の程度について、初乗りを大幅に引き上げ、それ以降については、初乗りの引き上げ額より小幅とする内容になったことにつき、申請者の意図を伺いたい。 2. 「実測換算中心キロ程表」について (1) 鉄道事業法及び施行規則で提出を要する書類か (2) 各駅において、10 メートル単位でそろえられているが、測量上、寸分たがわずその通りであるのか。 3. 「普通旅客運賃値上率表」「キロ別定期旅客運賃値上率表（通勤定期)」「キロ別定期旅客運賃値上率表（通学定期)」について、 (1) 鉄道事業法及び施行規則で提出を要する書類か (2) 他の地方運輸局長宛て申請書類に含まれていないところもあると思料するが、本省および地方運輸局において提出を求める書類の取り扱いが異なるという認識でよいか。 4. 「収入原価総括表」について、 (1) 平年度いわゆる会計年度ではないが、通達等の取り扱いとして問題ないのか。 (2) 申請者として、決算期とことなる平年度としている意図はあるのか。	１について 申請者によると、近隣地域バスの運賃を鑑み運賃設定したとのことです。 ２について (1)について、鉄道事業法施行規則第 32 条第 3 項に基づき、旅客運賃の上限の額の算出の基礎として、申請者より提出されたものです。 なお、当局としては、当申請の添付書類に足るものと判断し、受理いたしました。 (2)について、申請者によると、実測換算中心キロ程に四捨五入を行いキロ設定しているとのことです。 ３について (1)(2)について、鉄道事業法施行規則第 32 条第 3 項に基づき、旅客運賃の上限の額の算出の基礎として、申請者より提出されたものです。 なお、当局としては、当申請の添付書類に足るものと判断し、受理いたしました。 ４について (1)(2)について、中小民鉄企業事業者の収入原価算定要領によると、平年度は３年間と決められており、適正に算定を行う為に各社の決算年度に合わせております。申請者は 9 月末決算となっているため、本申請でもそれに合わせております。